

## 令和8年度 第1回 大崎町総合教育会議 会議録

1. 期 日 令和8年8月26日（水）  
14時から

2. 場 所 役場庁舎2階 応接室

3. 出席者 中野町長  
穂園教育長  
溝口教育委員・二見教育委員・小野教育委員

【構成員】 管 理 課（中村課長）  
社会教育課（谷迫課長、内村課長補佐、吉原主任）  
企画政策課（渡邊課長、大野係長）

【事務局】 総 務 課（石峯課長補佐）

【傍聴者】 1名

### 4. 会次第

（1）開会

（2）町長あいさつ

（3）協議

1）教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施状況の報告について

2）地域コミュニティについて

3）その他

（4）閉会

## 【会議内容】

### (1) 開会・・・総務課長補佐

皆さんお疲れ様です。皆さんお揃いですので、ただ今から令和8年度大崎町総合教育会議を始めさせていただきます。私は総務課の石峯と申します。資料の方はですね、会次第とクリップ留めの資料の二つになりますけど、また後から事務局の方から説明をさせていただきたいと思います。それでは開会にあたりまして、中野町長よりご挨拶をお願いいたします。

### (2) あいさつ・・・町長

みなさんこんにちは。総合教育会議の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃からですね、本町の教育行政の推進に格別なご配慮をご尽力いただきまして、心より感謝申し上げます。

この夏はですね、サッカーのワールドカップというのがあったことが、もうちょっと遠い昔の中になってきてますけども、日本代表が決勝トーナメントに進出したしまして、その戦いぶりに多くの国民の皆さんが夢と感動を持ったのかなと思っております。世界の頂点を目指して仲間と共に挑戦し続けるという選手の姿は、子供たちにとっても非常に夢や希望を持って目標に向かって努力することの尊さというものを実感させるものではなかったかというふうに感じております。

その一方でですね、先月発生いたしました熊本地震や今月の千葉の豪雨をはじめまして、近年はいつどこで大きな災害起きてもおかしくないというような状況が続いているところでございます。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、こうした自然災害の教訓を踏まえまして、学校の防災力の強化や子どもたちの安全安心な学びやを守ることの重要性を改めて痛感しているところでございます。

さて、本町は令和七年度からですね、11年度までを計画期間といたします、第4次大崎大崎町教育大綱は、「夢や希望を持ち、大きく崎を作る未来の大崎の教育」を基本理念に、本年度で二年目を迎えております。本町における教育の道標となるべき計画でございますので、この基本理念の下、各種の施策を着実に推進してまいりたいというふうに考えております。

今年度は小中学校電子黒板の更新をはじめ、第2期GIGAスクール構想の下、タブレット端末等のICT環境を活用した教育の充実に努めるとともに、小中学校屋内運動場への空調設備等の整備など、教育環境の改善に計画的に取り組んでまいります。併せて、社会教育関係におきましては、防災拠点としての機能も備えた大崎町総合体育館の大規模改修工事が昨年12月に完了

いたしました。今後はこの新しくなった施設を有効に活用するとともに、大崎町史の編纂事業も並行して行っておりますけれども、継続して取り組んでまいりたいと思います。

一方で、保護者の経済的負担軽減対策といたしまして、給食費の完全無償化を継続するとともに、小中学校入学時の支援制度や保育料の無償化にも引き続き取り組んでおります。

また、中学生の制服無償化など子育てにかかる経費の支援や学校給食への地元食材の利用率向上、また、ALTの増員など、確かな学力の定着や特性のある子どもたちの学びの場の充実など、子育て支援と教育政策の一層の充実に繋げてまいります。

本町の教育行政を取り巻く課題は多々ございますけれども、児童生徒の学力や体力の向上、部活動の地域移行、国内外の異文化交流、生涯学習の充実など、教育委員会と町長部局がしっかりと連携しなければ解決できないことも多いことから、この総合教育会議が果たすべき役割というもの是非常に大きいものがあるというふうに考えております。

本日の総合教育会議で、教育委員の皆様方といろいろなテーマについて活発にご協議いただきまして、そこで導き出された貴重なご意見を、今後の町政運営にしっかりと生かしていきたいというふうに考えております。本日は限られた時間でございますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

### (3) 協議・・・総務課長補佐

ありがとうございました。続きまして協議に入りますが、大崎町総合教育会議設置要綱第3条の規定により、議長を町長にお願いいたします。

#### 議長（町長）

それでは早速協議に入りたいと思いますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

まず、(1)の教職員に関する業務量管理健康確保措置実施状況の報告についてでございます。令和8年の3月、大崎町立学校の教職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画を策定したところでございまして、教職員の負担を軽減し、安心して働ける環境を整えることで、教育の質を向上させる重要な仕組みとなるものでございます。実施計画、毎年の実施状況の公表方法や本総合教育会議に報告し、地方公共団体との連携を図りつつ、さらなる改善につなげるものでございます。本日はこの実施状況につきまして、事務局の方から説明をした後、皆様方からの質疑応答に入ろうと思いますので、よろしくお願いいたします。では、事務局よろしくお願いいたします。

#### 中村管理課長

それでは教育委員会管理課の中村の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料の方は1枚あるかと思います。

大崎町立学校の教職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画における総合教育会議での報告についてというタイトルがついている資料となります。

町立学校の教職員に関する業務量管理健康確保措置実施計画につきましては、令和 7 年の 7 年 4 月の教育法の改正に基づきまして、法的拘束力を持たない勤務時間上限ガイドラインが、公的根拠を持つ指針に格上げされたことに伴い、多様な学校の実態に応じた働き方改革のさらなる加速化を図ることを目的に、先ほど町長からもございましたが、令和 8 年 3 月に策定されたものであり、教員の長時間勤務の是正、学校の働き方改革の加速、学校組織のマネジメント強化、教員の処遇改善に向けて、それぞれ目標を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めるものとしております。策定後、実績としましては 1 年目ということもありまして、達成率の比較できるものとできないものがございますが、それぞれ実績について、この資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず、時間外在校等時間に関する目標については、1 ヶ月の時間外在校時間 45 時間以内 100% などの目標を掲げておりますが、令和 7 年度実績で 1 ヶ月時間外在校時間 45 時間以内の目標の達成率は 84.1%となっております。こちらにつきましては、前年度数値がないため、初年度のみ達成率となっております比較はできませんが、参考までに令和 8 年度の 4 月から 7 月の実績の方も挙げております。傾向といたしまして、新学期初めの 4 月は 45 時間以上の職員が多い傾向にあり、5 月以降減少する傾向にあります。また、80 時間以上在校の教員も各学校で 1 名程度いる状況でおそらくは管理職員ではないかというふうに思っております。

次に、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標ですが、こちらでは年休取得の促進やストレスの低減、仕事と家庭との両立につなげる数値目標を掲げております。まず、年次有給休暇の平均取得日数ですが、こちらは目標値として年間 15 日以上を掲げております。令和 7 年度実績として 14.8 日と、前年度と比較しますと 1.1%上昇しております。

次に、ストレスチェックにおける高ストレス者割合ですが、こちらは目標数値は 10%としておりまして、令和 7 年度については 9%ということで目標を達成してございましたが、令和 8 年度については 13%というふうな形で低下しているという状況にあります。

次に、ストレスチェックにおける健康リスク値の全国平均以下の維持という目標ですが、こちらについては全国平均を 100 とした時に、令和 7 年度は 82、令和 8 年度は 90 と目標は達成しているものの、数値は若干悪化している状況です。

それから、ストレスチェックにおける働きがい、仕事や生活の満足度の肯定的な回答の割合の向上については、令和 7 年度は 59%であったのが、令和 8 年度では 69%と改善しております。なお、令和 8 年度のストレスチェックの受検率は 98%となっております。資料の裏面をご覧ください。

資料の裏面では、令和 7 年度 1 年間の取り組みを通じて生じた課題と課題解決に向けた方向性について記載しております。まず、時間外在校等時間については、依然として学期開始直後の時間外在校時間が長時間となる傾向があること、それから学校ごとの事情により長時間勤務が発生しやすいこと、特に小規模校では人事や学級編成など環境変化が長時間勤務に影響を与えていることなどの実態が把握できており、その改善に向けて管理職の指導の徹底はもとより、必要に応じて業務の民間委託の検討や学校全体で業務の分担を図るなど、一人にかかる負担の軽減も図っていく必要があると考えております。

なお、業務負担の軽減を目的といたしまして、今年度、各学校に留守番電話、放課後の電話の対応策として留守番電話の方を設置を終えております。

次に、ワークライフバランスや働きがいにつきましては、職員ごとに年休取得の状況に差があること、依然として高ストレス者が存在すること、ストレスチェックの結果、仕事の量や質の誤差がストレスにつながっていることが大きな要因であるということが見受けられることから、その対策として管理職による指導、それから相談対応などを行いながら、教育委員会としても研修会を継続的に開催するなど、仕事と家庭の両立に向けた環境整備が必要というふうに考えております。以上、簡単ですが、昨年度の実施状況の報告となります。

議長（町長）

はい、ありがとうございました。ただいまですね、この教職員に関する業務量の管理、健康確保措置実施状況の報告について説明がありましたけれども、委員様方の方からどういう意見、ご質問等がないのでしょうか。なかなかお聞きになれないことだったんですけど、教育長から補足がございますか。

教育長

3月の教育委員会定例会において、先ほどあったとおり、策定が済んだということですが、教員の働き方、学校でのこの改訂ということで、業務量の適切な管理というのと、健康福祉を確保するための措置を実施する計画であるというのがこの狙いなんですね。今あったように目標値を定めておりますので、その目標値に対する今の大崎町の実態、これ1学期間ですね。4月から7月までの数値です。年間、定例の教育委員会とかでも報告したいと思っておりますが、中学校の方は一つには部活動の地域展開というのがありまして、割と休日の部活動については、先生方の分が地域の指導者の方に移行しつつありますので、部活動における時間数というのは以前からするとだいぶ減っているのかなというところがあります。

一方でちょっと課題だなと思うのは、教頭先生方がですね、やはり施錠が朝早くから来られて、先生方が帰られるまでというようなことで、在校等の時間が非常に長引いているのかなというのが、もう以前からあるんですけども、なかなか改善方向にないということです。この教頭先生方の時間数がちょっと多いのではないかなという気がいたします。

その課題や解決策というのがありますので、要は各学校でですね、そういう働きやすさという、何でも相談しやすい、あるいは管理職と先生方との信頼関係とかを構築しながら、先ほどストレスのこともありましたけれども、風通しの良い職場というようなことで、今後また管理職の研修会、校長会、校長研修会、教頭研修会とありますので、引き続き継続して指導はしてまいりたいなと、そんなふうに思っております。

議長（町長）

ありがとうございます。委員の皆様方から何かご質問等はないでしょうか。

## 教育委員

業務については非常に学校において幅が広いと思うんですけども、そういった中で学校には子供のためとか、毎年やってるからっていうような、そういった文化というのは根強くあるんじゃないかなと思います。そういう中で前例踏襲をやめるという、極端な言い方しますと、罪悪感があって業務改善っていうのは進まないのではないかなというふうに思ったりもするんですけども、そこら辺の状況というのを教えていただきたい。先生方の認識という面での状況を教えていただきたいのと、それと定期的な仕事の棚卸しで見直しされて先生方は改善を図られていると思うんですけど、一方で新しい業務というか、行政からとか、地域からいろいろなアンケートとか調査、そういうものがあると思うんですけど、それが年々増える量が多くて、業務改善を減らす方とバランスが取れない、そういったことはないのかなと。今考えるところでは、そういうのをちょっと教えていただければありがたいです。

## 議長（町長）

はい、ありがとうございます。まず 1 つ目が、その慣行だとか前例踏襲にこだわられてしまうとか、やめることに対しての罪悪感があるのではないかという面での現場の認識というのが一つですね。それからもう一つは、業務改善を行うとならないといけないんだけど、そのアンケートとか、逆に増えて業務改善しないといけないのに、逆にその業務が増えてしまうというアンバランスとか、そういう事情がないのかという、この 2 点だったと思うんですけども、これは事務局側でわかりますか。

## 中村管理課長

まず前例踏襲の部分であったり、あと慣例となっている行事等についての検討、対応というところなんですけども、私も今年来て半年ということで、その経過の中で見るところでは、各学校ごとに以前あったからそのまま続けるというようなことではなくて、管理職であったり先生方の話し合いの中で見直しを進めているというところは、学校ごとで教育委員の方々もご存知かと思います。一方、地域の方からの要請で続けて欲しいというような、地域のほうの要請ですね、といったところとの兼ね合いもあって、なかなかスムーズに行事をやめられないというような事実もあろうかと思いますので、その辺についてはこの計画でもありましたけれども、地域の方に働き方改革について認識してもらい周知してもらおうというところの周知徹底は教育委員会の方で図っていききたいなと思っております。

それから、その新しく発生している業務については、校務支援システム、学校間をスムーズに連絡、報告してもらいシステムを導入することで軽減は図っているんですけども、アンケートの中にも出てくるんですが、やはり先生方がストレスというふうに考えているものの一番はですね、仕事の質と仕事量の増というのも一番のストレスと感じていらっしゃるようです。その結果としてイライラ感の増というのがストレス結果出ております。併せて年代別でも見ましたが、30代、40代の中堅層にその増という部分が大きくストレスとして出ておりますので、そういった部分で中堅層にもやはり業務の偏りが出ている状況も推測できますので、そういったところについ

てはですね、我々教育委員会としては、なかなか県の教育委員会だったり、国の方から来ている調査も減らすということはできないんですけども、報告連絡をスムーズにできるような、ちょっと裏面の 1 番下を書いてあるんですけども、校務支援システムの導入というハード部分で支援をして、できるだけ在校時間を減らすというような取り組みは進めていきたいと思っております。

議長（町長）

よろしいでしょうか。他に何かご意見等ないでしょうか。はい、お願いします。

教育委員

先生方のその作業量というか、仕事の量が多い中で、先生がなさなくても、誰かにやってもらってもいい、例えばコピーを取ったりとか、資料を揃えとか、授業の準備をしてもらうとか、そういう方たちを何人か配置していращやるといのはお聞きしておりますが、その人員配置は十分なのかどうか、今後増やしていく可能性があるのかどうかをちょっと伺いたいのです。

議長（町長）

では、どちらでご対応できますか。

中村管理課長

では私の方で回答させていただきます。今おっしゃられた方は多分教育業務支援員の着職の方だと思います。現在、町内に 3 名配置しておりまして、つい先日、来年度に向けた配置計画という要望調査もございました。こちらの方が県の補助金を使っている関係で、この時期にそういった要望調査をするんですけども、現在のところは今年と同じ水準で要望を上げております。県の方も予算枠もございますし、なかなかこう簡単に増員というのはできないんですけども、特別教育支援員も大崎町については他の市町村より多く入れていただいておりますので、こういった今いる方々のご協力も得ながらですね、かつその教育業務支援員の増員についても県の方に要望できればと思います。

教育長

今、二見委員の方からもありました。そして、溝口委員の発言とも関連するんですが、この業務量の管理と健康のこの計画の策定のところにもあるんですけども、業務の 3 分類というのがありまして、これを文科省が示しているところで、先ほどからあるように学校以外が担うべき業務が、先生たちが少し学校に負担があったんじゃないかというようなことで、例えばですね、よく学期初めの時に先生たちも一緒に登下校の指導されたりとか、時間外の朝早い時に生活指導みたいなのをされている、そういう実態もある。でも、それは先生がしないといけないのかどうかというようなことで、例えば地域の方々に見守ってくださる方々に、そういう業務はお願いした

らどうだろうか。もちろん先生たちがこうしてくださる意義もあるんですけども、そういう学校以外が担うべき業務というのも見直すべきところもあるんじゃないかというのが一つ。

もう一つはですね、教師以外が積極的に参画すべき業務、例えば今さっき調査物なんかがあったけれども調査物を必ず教員がしないといけないのか、ひょっとしたら事務の先生でも何かできる部分はないのかとかですね、教師以外の、あるいはそういう支援員の方とか、みんなチームとしてこう解決できるのではないのか、そういう観点で教師以外の方々のというのも考えているところです。そして教師の業務だけでも負担軽減を促進すべき業務、例えば給食の時間というのがありますが、給食の時間は普通、担任の教師が給食当番と一緒に準備をしたりとか食べるところ片付けまでずっとついているわけですね。ところが給食の時間は他の担任以外の先生も時々交流というような意味で、給食の時に一緒に食事をとってもらう、その間、担任の先生はいつもじゃないけど、ちょっと別室で取ってもらうとか、そういうような観点の中で、少し教員の負担というのを減らしていくような観点というのは、策定されているここにも書かれております。

ただ、それが実際全部できているかということとそうでないので、まあ指導主事等が今ですね、校内研修とか行って、働きやすさ、あるいは働きがい、そういうウェルビーイングも含めながら、一緒になってどういうところに課題があるのか。じゃあ実際、この3つの業務の3分類の中でできそうなことはどんなことがあるのかとか、あるいは実際やっているのはどんなことかというのを引き出して、いろんな校内研修でやっているところです。

議長（町長）

ありがとうございます。はい、どうぞ。

教育委員

高ストレスが出てありますけれども、今、高ストレスという形で休職していらっしゃる先生方というのがやっぱりいらっしゃるのかなというのを感じるんですけど、去年に比べたら少ないとか、同じくらいとか、そういうのは分かるんですか？

議長（町長）

はい、どうぞ

教育長

ストレスというようなことで、まあメンタル面でですね、まあ学校を休んでいらっしゃるの、ここだけの間ですけど、〇〇小が〇人、〇〇小が〇人というような形になっております。いずれにしても、この人数の多い少ないはあるんですが、そういうメンタル面に関わる部分の中で、ストレスを抱えて心療内科とかにかかって休まれているという方はいらっしゃいます。まあ、あの学校だけじゃないかとは思いますが、やっぱり学校の中でいろんな保護者の対応であったりとか、先生との関わり、子どもとのこの診断が、いろんな部分でストレスを抱えていらっしゃるのかなという部分はありますので、今後もそういうような部分の、いつ発生するか

わからないところですので、先ほど申し上げたとおり、職場の中で風通しのいい、あるいはなんかちょっとどうかなというところに声をかけ合ったりとか、相談しやすい体制とか、そういうのを十分こうできればいいのかなと思ってます。なお、休まれても、急遽に休みを取られてもですね、その補填がなかなか急には先生方が代替で来られる方がいないというのも実情ですので、そういう部分も含めながら、また学校ともですね、連携を取りながら風通しのいい、そういうようなストレスを抱えない学校作りというのも努めていければいいかなと思っています。

議長（町長）

はい、ありがとうございます。この実施状況の報告についてはよろしいですかね。では、先に進みたいと思います。では、次に移ります。（2）の「地域コミュニティについて」でございます。地域課題を解決するネットワークについて、大崎町におきます公民館の役割の進化ということと、コミュニティの再編についてでございます。それでは企画政策課のですかね。事務局の方からよろしくお願いいたします。

渡邊企画政策課長

はい、お疲れ様です。企画政策課の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。表題はですね、地域コミュニティについてということで上げさせていただきました。地域コミュニティって何ですか？っていうところからなんです。一言で申し上げますと自治組織というところでございます。自治組織といって、大崎町でこれまで担ってきた部分というのが、まさしく自治公民館、集落でございました。

自治を進めていく上で極めて重要な舞台であったっていうところが自治公民館であったわけですが、近年、その加入率と申しましょうか、それがだんだん低下をしてきているのが現状でございます。参考までに申し上げますと、令和8年度で58.7パーセントという数字になりました。ここ数年来ですね、60パーセント台を維持してきてたわけなんです、年あたり大体毎年1.5ポイント程度低下しておりますので、ずっと60パーセント台をキープしていたものが、ついに令和8年度で58.7パーセントというところで、6割を切ったというのが現状のところでございます。それから、その加入率と併せましてですね、例年として町の課題として大きく認識しているのが、やはり人口減少の部分でございます。いま人口11,600人を切るか切らないかというところなんですけど、という現実がありましてですね、今まで重要な役割を果たしてきた自治公民館、これがどういった形で機能できるのか、存続が危ういのか、そういったところも踏まえて、それに代わるですね、地域コミュニティと書いてございますが、新たな形態は考えられないかというところがですね、ここの出発点でございます。人口はどんどん減少していておりますので、今までの自治公民館と同じような規模にした場合、これはやはり維持していくのが難しいんだろうというところで、少し規模的に若干大きめの形態で、何か新しい、そして形態が見いだせられないかというところで、思いつくのが教育委員会で受け持っております公民館分館という組織がございますので、そことですね、今度、町として新たにイメージをする新しいコミュニティ、地域コ

コミュニティと教育委員会が持っている公民分館、ここの違いであるとか、役割分担であるとか、特色であるとか、そういったところをまずは行政内でしっかり議論しておく必要があるというところで、今日のテーマとしてお出ししたところでございます。それでは、その考え方についてですね、資料に基づきまして大野係長の方から説明させていただきます。

## 大野係長

今年四月からまいりました企画政策課共生協働係の大野です。以前は社会教育課にて教育の皆さんに大変お世話になったところですが、改めまして企画政策課としてまた皆さんにいろいろご指導いただけたらと思っております。最初に表紙の下の方に大崎町における公民分館の役割深化とコミュニティ再編と書いておりますとおり、公民館役割をさらに深化させながら、先ほど課長からの説明のとおり、コミュニティ協議会というものに移行をして、大崎町に抱える課題を今後取り組めたらということでやっております。コミュニティ協議会と公民館の大きな違いは何かなと思います。法律上で言いますと、まず公民分館は社会教育法の中で謳われている公民館です。これ、条例公民館と言います。ちなみにコミュニティ協議会となりますと、これは国、県から特段の法令条例とは示されておきませんので、任意団体という取り扱いになります。そうなってくると、法律の中で活動している団体、そうでない団体というところで、そこでいろんな活動の幅とか、そういうのが変わってくるところでございます。

三ページ目を見ていただきたいと思います。まず、この公民分館今後の進化につきましては、後ほど社会教育課から説明があるかと思えます。私の方はあくまでコミュニティ協議会移行につきまして説明をさせていただきます。なのでちょっと公民分館は簡単ですが、今までの歩みを私の方から説明させていただきますけども、昭和 24 年から大崎町公民分館として設立され青年教育、女性教育、民主教育など地域を創る学びが原点となって発展いたしました。昭和 30 年になりますと、防犯、青少年問題への対応、親子ソフトボールなど青少年育成を中心とした活動にシフトされます。昭和 49 年になりますと、先ほど私から説明させていただいたとおり、社会教育法にのっとり条例公民館として公民分館が大崎町では設立されます。そうなったところで、本来であれば、これ公民分館というものは社会教育法にのっとり活動をしていただくんですが、さらなる発展を大崎町の場合、発展というか、特化していく形になっていくんですが、スポーツや祭りなど広域のコミュニティを組織としての役割をしていくものになっています。そうなったときに、この表の右下に書いてあるとおり、公民分館は本来の社会教育的理念から遠ざかり、自主的活動の運営主体となっていった歴史的な背景があります。次のページにあげてください。

現在、令和となりまして、現在の公民館が直面する 3 つの重圧という風に書いてあるんですが、先ほどお話しした通り、人口減だったり、自治会の加入率が低くなってきている、複雑化する地域課題というのがございます。あとは人口減少によって右側に書いてあるように担い手の枯渇です。

やはり次の世代へのつながりがなくなると、町内の住民のつながりというのは、やはり公民分館というものは、大崎町の場合、自治会とのつながりが深くなっていたところもありまして、そこでやはり未加入者という増加というのは、やはり公民分館活動にも今後支障をきたす可能性が高くなっていると思います。なので、公民館が全てを抱え込むモデルは限界に達しているというところがございます。

5 ページ目をあけてください。それでは今の話を簡単にここの図で示しているんですが、やはり昭和 30 年代から 40 年代というのは、青年や婦人会を中心とした公民分館です。昭和 50 年台になりますと、やはり自分の趣味というものを生きがいとしたものになってくる。それに関わる公民館の業種とかも生まれてまいります。ただし、先ほどお話しした通り、令和期になったときに、じゃあ地域の課題を今後公民館が担っていけるかどうかというのが、ここはちょっと争点になったところがございます。続きまして、6 ページ目を開けてください。

全国的なコミュニティプラットフォームの形成と書いてありますが、これは先ほど説明した通り、コミュニティ協議会の流れの話になります。これは平成 24 年ぐらいからですね、全国的にコミュニティ協議会というのがどんどん立ち上がってきております。その立ち上がってきた理由というのが、法律で縛られていない団体ということですね。いろいろな活動があります。なので、各市町村、各県で取り組みは本当自由な活動が行われています。ですので大崎町としてもこのコミュニティプラットフォームというのに移行できないかというのを考えまして、社会教育課と公民分館、もしくは大崎町の各地域の組織のあり方について協議を進めてまいりました。それが 7 ページ目になります。

公民分館を中心とした統合型はできないのか、コミュニティ協議会との伴走型はできないのか。これは公民分館とですけども、というのを検討させていただきました。次の 8 ページ目を開けてください。

これが公民分館を中心とした統合型の考え方です。いろんな課題解決グループというのは、コミュニティ協議会がもし立ち上がる、もしくは組織という中で、このようなグループを作るというのが大体のほとんどです。それをうちの公民分館と照らし合わせたときに、どのようになるのかというのを検討させていただきました。やはりこれをした場合、公民分館が全てを背負う場合の人材不足が深刻であったり、地域の方々の負担が大きくなるんじゃないかというのが我々の考えです。次に 2 番目なんですけれども、9 ページ目をご確認ください。

コミュニティ協議会との伴走型構想。これは公民館とコミュニティ協議会、これが伴走し合いながら活動していくということで、従来の公民分館の皆様とコミュニティ協議会として活動を今後していただきたいと考えているのですが、公民分館は今後どうやって進化していくのか、ここに書いてある通りなんですけれども、これは後ほどまた改めて社会教育課が説明があります。続きまして、10 ページ目を開けてください。

今までの話を踏まえまして、どのような課題があるかというので新たな公民分館はどんな役割を果たせるのか。住民負担、再編は受け入れられるのかとか、予算配分の在り方はどうするかというのが重視されました。その中で新たな公民分館の役割としては、やはりそれに特化した人材というものが必要になってくるのではないかとというのが社会教育課と企画政策課の考えです。再編は受け入れられるかということなんですけれども、現在の公民分館の役員の皆様にはコミュニティ協議会へ移行していただき、従来やっていることプラスアルファ地域課題に向かって課題解決、組織作りに着手していただきたいと考えております。この運営補助金につきましても、これはあくまでも地域と役場で整理整頓をしっかりとした上でご支援していきたいと考えております。最終的に 10 ページ目に書いてある通りなんですけれども、この課題解決グループというのは、あくまでもこれは地域の方々に考えていただくものなんです、例としてこのような課題解決グループあった場合に、コミュニティ協議会、公民分館でどのようなつながりができていくのかというのを最終的に考えました。その中でやはり教育に関することということに関しては、やはり公民分館の方に担っていただいて、そこから連動しながら活動しプラスアルファなんですけれども、コミュニティ協議会に携わっていただく皆さんも、やはりいろんなノウハウが必要になってくると思います。新たなことにチャレンジしていくためには、いろんな情報が必要です。そういったときに公民分館の専門的な人材の方々の協力をもらって人材育成をそこまでしていきながら、コミュニティ協議会も公民分館と連携、公民分館で行う今後の事業につきましても、コミュニティ協議会と連携。その両者が連携しながら地域の課題解決を進めていくというのが望ましいのではないかとというふうに考えております。続きまして 12 ページです。

この 12 ページにつきましては、今後ですね、先ほどの話と重複してしましますが、こうコミュニティ協議会、公民分館という組織の連携の仕方について記載させていただいております。まず、こうコミュニティ協議会という言い方をしているんですが、これはある一定の地域を担うという形になりますので、そこに住まう方々すべてになります。ですので、団体もいろんな様々な団体が含まれますので、なかなか公民分館の時にはちょっとあまり連携が取りにくかった会社の方々とか、保育園だったりとか、民生委員の方、農業委員の皆様とか、いろんな課題解決を考えていくのに、いろんな人たちが関わった方が導かれるんじゃないかという、自主的活動ということになります。公民分館につきましては、先ほどお話ししたように、専門的な社会教育に特化、あと学習支援に特化した人が担っていただいて、今後は伴走しながらこの地域の課題解決に向かっていただきたいというふうに考えております。じゃあ実際にどのような動きになるかというのが、今の説明ではなかなか分かりづらいのかなと思ひまして、13 ページ目に公民分館コミュニティ協議会がもしこう立ち上がった場合、どのような業務とかだったりが動いていくのかっていうのをちょっと私のところで考えさせていただきました。公民分館案というふうに書いてある。これは決してこのようになるというわけではありませんが、ちょっと分かりやすいようにしてるんですけども。なぜかという、中央公民館におきまして、生涯学習講座、社会教育講座というのが行われております。これは大崎町では中央公民館で行っておりますが、他市町村では各校区の公民館で、そこにいる職員がこの生涯学習講座、社会教育講座とか研修講座とかを行っておりますの

で、大崎町でもそのような運営をしながら、地域課題解決への人づくりとかに関わっていただくように、ちょっとわかりやすくそこは記載させていただきました。

コミュニティ協議会につきましては、行事案って書いてありますが、これは公民分館が従来行っていたものを記載させております。これ今現在ですね、令和6年度からモデル地区ということで、今、菱田地域の皆様と話し合い活動を進めているところなんです、それを菱田を例にとってこちらの方に載せさせていただきました。菱田地域の公民分館でこのような行事を行っておりまして、この新規事業というのがあるんですけども、こちらにつきましては、他の他市町村で行われているコミュニティ協議会の中で、これは事業のうち大崎町も取り組みそうな、これはいいんじゃないかというものを記載させております。ちょっと説明が後になってしまったんですが、下の方に運営組織というのが書いてあると思うんですけども、こちらの方のコミュニティ協議会の下の方に集落等支援員というのが記載があるんですけど、これは国の総務省の方で集落支援員制度というのがございます。これは地域の校区単位程度の地域の組織作りに関して支援をする支援につきまして、国が補助をするという制度があります。大崎町では5月から、その菱田校区につきましては、この集落支援員というのを一人配置しております。ただ、まだ厳密的にはコミュニティ協議会が立ち上がっているわけではございませんので、現時点では企画政策課の事務所において準備等を行っているところなんです、この方も加わりながら、このコミュニティ協議会というの進めていただけたらと思います。

例を言いますと、志布志市さんでは各校区ごとにこの集落支援員がもうすでに配置、7割ぐらい配置されておりまして、プラス企画政策課と同等の部署の方に地域支援員というか、集落支援員制度を持ちいた人たちがおります。どういう役割でやっていくかと言いますと、地元の校区公民館は当然地域の校区コミュニティ協議会の運営等に携わっている中、その中で地域の課題解決をするに至って、どうしてもなかなか課題解決ができない部分や悩まれているところというのを本部にいます地域支援員の方に相談します。その中でこのような地域支援員の方が動いて、各部署の人と連携をしたりとか、そういうような形で一人で集落支援員の人が孤立しないように、そういう制度を志布志市さんでは行っております。大崎町でも将来ですね、こういうのも検討してもいいのかなというところでございますが、コミュニティ協議会に至っては、そのような形で移行を進めたいと考えております。私からの説明は以上です。

#### 内村課長補佐

では引き続き私、教育委員会社会教育課の公民館を担当しております内村と申します。地域コミュニティ協議会設立に伴う公民分館の運営方針という2枚の紙がありますので、これに基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず1番なんです、地区のコミュニティ協議会設立に伴う公民館の位置づけというふうになってますけれど、単純に最初の議論の中では、公民分館っていうのをさらに課題解決、地域の課題

解決型の一つのコミュニティ組織として再編するという事で、公民分館をそのまま地域コミュニティ協議会に向けて再編し直そうという動きも確かにありました。ただ、結局、もともと公民分館というのは自治公民館を束ねている一つの広域的な自治公民館で、校区の自治公民館連絡協議会みたいなものであったし、ここをまとめている一つの校区のコミュニティ組織でもあったわけなので、それを今回、企画政策課が目指している方で立案して目指しているところの形へと再編させていくというのはいいことだと思っていました。だが、そうなってくると、じゃあ公民分館っていうのは、もう必要じゃないというか、そういう名前がいらなくなってくるのではという話もあって、そこでかなり公民分館のあり方についてずっと検討をしてきていたところです。

ちょっと原点に返った時に、もともと公民分館っていうのは公民館ですから、社会教育法に基づいて設置されている公民館です。大崎町の場合、先ほどもお話ありましたように、公民分館というのは、他の自治体とかだと校区公民館とか公民分館とか地区公民館とかいろんな表現があるのですが、例えば校区単位ぐらいで公民館っていう館が設置されていて、そこに職員としての館長、あと公民館職員が配置される。その公民館職員っていうのが、先進的なところは社会教育指導主事の資格を持っている方が配置される。そこで公民館の貸館業務だけでなく、生涯学習講座だとか文化活動であったりだとか、そういった企画運営までしていくというのが本来の公民分館の形です。しかし大崎町の場合だと、割と全国的にも稀な方だと思うんですけど、地域の住民の組織として成り立ってきたという経緯があって、これがちょっとこの件で、皆さんの理解をちょっと混乱させてしまうような結果になっているわけなんですけど、今後ですね、各地区のコミュニティ協議会が出来上がった時に、公民分館というのは結論としてそのまま残しておきたいと思っています。ただし、組織をそのまま残すというわけではなくて、教育委員会の管轄の下で公民分館を設置して、公民コミュニティと伴走しながら社会教育の目的を果たすとともに、地域に根差す人材の育成を図るという社会教育の原点に公民分館としては立ち返って考えていくという形で残すことになっています。

2番目に入りますが、そうなってくると公民分館の運営体制はどうなるのかとなるんですが、とりあえず今まで公民分館長だとか、あと公民分館長の下にいるいろんな組織がある事業部だとか保健部だとかいろいろあるんですが、そういった公民分館、今までの公民分館の組織自体はそのまま地域コミュニティ協議会に引き継いでいきます。もちろん地域コミュニティ協議会に引き継ぐんですが、そういった各専門部を中心として、また地域住民の民生委員の方々だとか、PTAとか子ども会だとか、消防団だとか、いろんな方々を巻き込んだ形での再編でこの地域コミュニティ協議会がつくられていくわけです。公民分館の今の現在の役員の方々は全部コミュニティ協議会のほうに再編されていきます。じゃあ公民分館どうなるかというと、公民分館長と、あとは公民館を運営する公民館職員、公民館主事とここに書いてますが、これらを中心に学習活動の運営を図っていく。一つの教育施設としてやっていくということで考えています。当然そのためにはコミュニティ協議会とまた別個ではなくて、コミュニティ協議会の中で連携を取って、地域課題解決のために必要な学習課題を見つけたり、それを共有したりとか、あるいは学習ニーズの情報の収集という学習の場と機会の創出を公民館がやっていくという役割をやっていくと考えておりま

す。公民分館長は、じゃあ誰がなるのかというのが下のこの（２）になるんですが、通常他の自治体なんかになってくると、市教育委員会からの職員が館長として入るところもあるんですが、ここはですね、いろいろな話を揉んだ結果、コミュニティ協議会の連携っていうものが非常に重要になってくるので、その館長とコミュニティ協議会とのつなぎをすごく充実させていくためには、やはり今まで通り地域から選ばれた公民分館長に委嘱するっていうのが一番良いのではないかと考えています。ただし公民分館長はコミュニティ協議会の役員であつたりだとか、あるいは構成員といったところと兼務でもよいというふうに考えております。これまで通りですね、公民分館長会という月１回ありますが、そういった会議もありますが、また、分館長が社会教育事業への出会、挨拶などとかですね、業務の主なものだと思います。新しく公民館が公民分館を作った形のなった時に一番ちょっと要になってくるのが３番ですね。公民館主事について書いていますが、今あまり公民館主事という言葉は使わなくなったらしいんですけれど、一応公民館としての運営を実際に取り仕切る者としてですね、職員を配置したいと思います。その公民館活動として取り組むべきところとして、魅力ある公民館活動の開設とか人材育成のためのセミナーとかいろいろ並べてありますが、町の教育振興基本計画に基づいた目標とする活動が今６点ほど並んでいます。こういった事業を公民分館の職員にやってほしいと思っております。結構スキルのいる作業になってくるので、最終的にはですね、公民館主事による資格っていうのもあつたりとか、今最近では社会教育士っていうのもあるんですが、そういった社会教育の資格を得るための研修を受講してもらおうとか、そういった資格を持った方々にこれを配置させるなどして地区の社会教育の資質向上を図っていきたいというふうに思っております。

先ほども運営体制はですね、館長は選出、地元選出の人材を委嘱する。あと公民館主事として先ほどの社会教育士たる人は、社会教育を実際に公民館を実際に運営していく人っていうのは、今のところ総務省の集落支援制度を活用して、集落支援員として雇用をして、社会教育事業の企画運営にかかってもらうのが良いのではないかなというふうに考えております。まあ、おおむね大体こういうところですが、最後、予算についてなんですが、（２）番目の方ですね。今現在ですね、社会教育課からは公民分館に対して運営補助金を支出しておりますが、コミュニティ協議会が設立されてくると、公民分館運営補助金とは別でコミュニティ協議会の運営補助金っていうのも２つになってしまいます。公民分館運営補助金はコミュニティ協議会の運営補助金にだいたい移行させていただいて、公民分館運営にかかる予算というのは、町で一般会計を充てていきます。予算というのはほとんど生涯学習講座の講師謝金だとか、あとは研修旅費だとか、そういったものだったりします。大体公民館としてはこういうふうな流れで、地域コミュニティ協議会設立した後は、この形で公民分館の運営をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（町長）

はい、ありがとうございます。ちょっとあんまり時間もなくなってあれなんですけど。ちょっとインプットが多すぎてちょっと考えさせてもらって。簡単に言うと、簡単に言うとまた難しく

なっちゃうんですけど、公民分館が、本来の公民分館の活動よりも、もうかなりなものをやっていたということですよね。いわゆる本来教育組織なんだけど、福祉だとか他の部分の任務もやってきていて、地域課題の解決的なことまで公民分館に委ねられていた。それを地域のそのボランティアに頼っていた部分が多々あるということと、活動費についても各自治公民館に加盟している人からの会費だけで運営されていたわけであって、先ほど企画政策課長からありましたけど、58%ですかね、公民館の加入率というのが。ですから、例えば 1000 人いるところでも 580 件しか入らない。1000 件のところでも大崎校区で例えば 2000 あっても、そのうちの半分ちょっとの会費しか集まらない。それでみんなの面倒見なさいよという話と、会費を納めてない人は公民分館の活動には入れませんというような、そういうことになったり、排外的な措置というのもあったりして非常に良くないということ。ここです、国の方でも、今月教育長と一緒に東京に行ってきて、厚生労働省、総務省、文科省、いろいろできないかと持っていってきたんですけど、国の方としても、やはりその地域のコミュニティの在り方っていうのが一人一役じゃなくて、もう今一人四役も五役もしてるじゃないかと。民生委員をしたり、消防団も入ったり、こういう公民分館もして、一人の人が同じ兼ねてる人かなり多いもんだから、ちゃんとそれにちゃんとした財源措置とかやって、一つの地域運営組織っていうのに束ねていこうという方向性がある、国の方としても省庁をまたいで出されていたという状況があります。ちょうどその事業に、今うちのこのやり方は乗ってるのかなということで、地域コミュニティ協議会という名前は今後どうなっていくかわかりませんが、そういうのを作って、そこがいわゆる今まで公民分館がやっていたことをやると。その中でも公民分館の本来の学習とか文化学習活動だけを公民分館という組織を残したままやりましょうということなので、なんかこう伴走型というと別々の組織があって、役員も別々かと思いがちなんですけど、連携って書いてあったので、同じ人が時と場合によってコミュニティ協議会、この時には公民分館という名を借りて、うまく使い分けてやるという、そういう考え方なのかなと思います。それを今までは公民分館長さんが一人、今年で辞められた方とかいらっちゃって、事務局的なものがないわけですよね。事務局員って誰もいない。そこに今、菱田で専門的に日高さんって方が会計年度で採用、雇用してますけども、そういうちゃんと事務局を担う人をちゃんと町が雇用して、その人がいわゆるその仕事として公民分館のコミュニティ協議会の仕事をやっていくというような形で、もう単なるボランティアに頼むことはやめよう。それから、その地域全体を包括するために活動費も各自治公民館にお願いして、各世帯から徴収するのではなくて、そこにいるエリアに住んでいらっしゃる方に応分の活動費というものを町が措置をしましょうという方向で今考えているところです。

まず、今年、菱田地区の方でモデルにやっていくので、今後、先ほど大野係長の方からいろいろ事業の案とか出しましたが、この通り行くわけではなくてです、それぞれの地域のお祭りが盛んなところ、例えば集落内の掃除がメインになるようなところもあるだろうし、いろんな活動が今後出てくるでしょうけども、教育委員会の側から見ると、公民分館というのはそのまま組織としては残って、そこは中央公民館主体ではなくて、大崎校区、野方校区、中沖校区などもそうです。校区ごとにより今の分館というか、小学校区ごとに近い形でより密接な教育活動をやって

いきましょかねっていうのが本来のねらいということです。簡単に言ったつもりで、ちょっと難しくなっているかもしれないですけど、申し訳ないですが、ちゃんと人材と財源をちゃんとやりましょっていう話でございます。あまり時間もないんですけど、何かご質問等ございましたらお願いいたします。もちろん今年試行期間ということもあってですね、若干の手直しとかあるのかもしれないですけど、はい、大まかこういう今日出された方向性で行こうかなとは思っています。

教育委員

運用の目安的にはいつ頃ですか。

議長（町長）

運用ですか。運用の目安はもうまず菱田がスタートして、今はいい、今テストケース的な形で始まっていますけど。コミュニティ協会完全移行はいつだと思います？ 2、3年後かな。

渡邊企画政策課長

はい。令和8年度の予定がですね、菱田地区限定なんですけど、新しいコミュニティ組織に移行するための準備委員会っていうのを話し合いが順調に行けば、今年度中、令和8年度中で、そこで何ヶ月間か話し合いとか、どれくらい活動ができるかっていうのが。見通しがまだ立っていないんですが、最速でそれを準備期間も踏まえて、一番早くても令和9年度の序盤の方かなと想定しています。

議長（町長）

一応まだまだこれからというところもあってですね、菱田地区がスタートして、大体モデルケースができれば、他の地域の方々も分館の方々もこんな風にやるのねっていうのが、今皆さんの頭の中と一緒に、公民分館どうなるの、コミュニティ協議会、同じような中、並走するのかとか、我々も結局そのジレンマにはまったんですよ、職員も。やっとなんかこう、整理がついてですね。今、大野君が一生懸命作った一番最後のこのちょっとカッコいいロゴみたいなこと、「「形」を変えることで、本質を取り戻す。」という、なんか中で作ってもらったのかどうかの公民館の誰かがやったのかわかりませんが、そのカッコいい言葉が書いてありますが、まさにこういうことだと思っています。

結局、先ほど溝口先生の方からありましたけど、前例踏襲とか、そういうのにとられる、とらわれてきたところもあったのでですね、やっぱりその形というか、総務省とかがそういう集落の支援に交付税とか、そういう措置を財源の措置をするという話があったので、であれば我々もそれにちょっと乗っかって、形は変わるけれども、本来やるべきことをやろうじゃないかということですね。一つは行政もすごく問題が複雑化して、役場だけでことが解決することが本当に少なくなっている部分なので、地域力を取り戻さないといけないということがあって、私が町長になった時の公約としても、集落の支援、コミュニティの支援というのを唱えて、自治公民館の運営補助金なんかも今年 1.4 倍ぐらいでしたかね。補助金を向上、上昇させたっていうのもありますので、その一環としてさらにこれをまた追い風というか、強化していこうかなということでの方針でもありますので、ご理解いただければと思います。

#### 教育委員

分館長さんとか結構年配の方々じゃないですか。集落にしても結構年配の方、高齢の方が多かったりっていうのがあるんですけど、そういう高齢の方というのはどうしても集落に入っていないって、集落に入っていないっていうのが強い方が多かったりとかするじゃないですか。、集落に入っていない人も一緒にもうやりましょうっていう形だと思うんですけど、やっぱりそのこう、何て言うのかな、その高齢の方々がどこまでどう受け入れてくれるのかなっていうのが。

#### 議長（町長）

一番難しい問題で、その昔からその自治公民館に入らない未加入問題というのはやっぱり言われてて、入らんが悪いっていうとか、もうその善悪の話になっているところがあったと思ったんですけど、もう実際その 58 パーセントっていう話を聞くと、もはやその入らない人も普通にいう、そういう人たちが普通にこう、移住の方だとか、転勤族の方とか、仕事があって、どうしても中に加入はしてるけど、集落の活動できてない人もいらっしやるし。だからあんまりそこに囚われない方がいいだろうなと思って。どちらかというと福祉的な面でいくと、PTA だとか集落だとか趣味のサークルだとか、どこのコミュニティにも属してない方々っていうのがよく言われてる大人の引きこもりというかです。そういう方々の問題ってすごく大きくなってるので、今回こういう形を変えることですね、そういう方々を拾いに行けないかなっていうのは思ってます。どこにも属さない人たちを拾う。だから、何て言うかな、コミュニティイコール自治公民館だけじゃないよねっていうところの発想ですよ。そういうふうに自分としては考えているところですね。どうしても業務的とか、昔みたいにみんなが農業してとかですよ。そういう時代ならもう一緒にやらないとできない、相互でやらないと生きていけない時代があったから、その時必要だったんでしょうけど、これだけ十人十色というか、仕事の体制も、入ってほしいのは山々なんだけど、そう言ってられないという事情が、現実を見据える必要があるのかなという

ところでですね、こういう体制を取らせていただきたいと思います。はい。そこはご理解いただくしかないかなと思ってますね。

#### 教育長

今の件も含めてですね、公民分館長さん方とも、もうずっと協議を進めてきて、これまでは公民分館は自治公民館から会費を取っていたわけですよ。それで、自治公民館に入っていないと、その文化活動に参加できないというような、まあ望ましい形じゃないのをこれまで前例踏襲みたいな形でずっとやってきていました。そのことを話しながら来年度からも自治公民館会費というのはないですよって。地域のそこのエリアに住んでいる方は自治公民館に入っている方が入っていきい、あの文化活動とかも含めてコミュニティ協議会もそうですね、できますよって話し合っている、まあ、入っていないからダメよというようなことは、今少し意識は変わりつつあるところです。さっきあるように、今までは公民分館しかなかったの、広がりすぎていた事業、防災もやったりとか、福祉もやったりとか、いろんなのをやってきました。今回は本来の姿に戻して、公民分館は公民館の分館なので、学びの機会を作ったり、人づくりをしていくと、やっぱりコミュニティ協議会がうまく回っていく。人ですから、そういう人をつくっていくのを公民分館でいろんな学習会をしたり、研修会をしたりして、みんなの後継者をつくったりするのは分館の中で、人が揃ったらコミュニティ協議会のほうの役員になってくれないかということで、ここがうまく回っていくような、そこの学習活動、人づくりをしていくのが、そこに特化しましょうよというのが整理が今回なっておりますので、そういうようなご理解を。昨日も分館長会があって、いろいろ意見をしながらですね、少しずつ先ほどあったように、町長からもあったように、菱田がモデル的になって、そこにはやり方では課題も出てくるでしょうから、課題を少しずつ解決しながら、大崎ならではの地域コミュニティの協議会と分館活動のこの両方の車輪が回っていけばいいのかなと、そんなふうに思うところです。以上です。

#### 議長（町長）

ありがとうございます。

#### 教育委員

ある程度その縛りというか、そういうものはなくなく、ゼロじゃないでしょうけど、要するに集落の会費を納めたりとか、いろいろな制約が多分自治会の集落、公民館の運営の中でですね、行事に参加しないといけないとかいろいろあったと思いますが。

教育長

自治公民館は自治組織ですので、集落ごとに何か取り決めをされて、今まで公民館があつたりとか、そっちはそっちで集落でされると思いますけど、大きな校区の地域コミュニティとかは、そこに住んでいる方々を対象にということでもいいんですよね。

議長（町長）

今回は自治公民館のレベルとはまたちょっと違う、もっと包括したレベルの話です。自治公民館までいじるともうちょっと切りがないので。課長なんかありますか？

渡邊企画政策課長

付け足しという部分ですが、先ほど冒頭ですね、人口減少が進んでいますよというところと、あとは今、高齢化がどんどん進んでいるというところで、どんどんどんどん自治公民館自体の規模は縮小していると、それは認めていかざるを得ないと思うんですね。そうした時に出てくるのが、集落自体では今までは解決できていた部分が、今後できなくなってくる課題が多くなってくるだろうと。その頼りどころとして新しいコミュニティを活用できないかというのを視野に入れております。

議長（町長）

ありがとうございます。はい、ではそのような方向でいきたいと思っております。では、それはこれで。次に移りたいと思います。議題が（３）のその他になります。事務局はないですか。わかりました。ではないようですので、これ協議についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。協議については以上でございます。事務局の方から報告をさせてもらうと、昨年の総合教育会議の中で、子どもの重大事態のことを協議し、また３月の教育委員会定例会でも要綱をお示しして、４月から予算をですね、立てておりますけど、なかなかですね、３月も申したように委員ですね、５名ぐらい委員を委嘱しなければならないんですけど、なかなかやっぱり委員の選定に今は苦慮しているところで、関係機関を通じてですね、また委員をですね、委嘱できるように、またこちらを進めてまいります。

始良市もですね、いじめの関係でニュースになって、あれが教育委員会部局だけではなくて、町長部局に飛んでくると、委嘱する委員がないというようなことは問題になってきますので、その点についてはですね、またこちらの方としては、また委員を選定していきたいと思っております。以上でございます。

以上をもちまして総合教育会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。